

青森中央短期大学 利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、青森中央短期大学利益相反マネジメントポリシー(以下「ポリシー」という。)に基づき、青森中央短期大学(以下「本学」という。)における産学官連携活動における利益相反を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、教職員等や本学自身が外部から得る経済的利益等と本学における教育研究上の責任が衝突する状況をいい、法令違反等の問題ではなく、教職員等や本学が、産学官連携活動に伴い日常的に生じうる社会的受容性(大学への社会的信頼)の問題をいう。
- (2) 「教職員等」とは、本学の教員、職員、学生及びその他任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者をいう。

(利益相反マネジメントの判断基準)

第3条 産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針として、次の各号に定める事項を利益相反マネジメントの判断基準とする。

- (1) 教職員等が、本学における職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。(個人としての狭義の利益相反)
- (2) 本学が、本学の社会的責任に対して、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。(大学(組織)としての狭義の利益相反)
- (3) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員等が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。(責務相反)

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 本学における利益相反マネジメントに関する事項を審議等するため、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成及び運営)

第5条 委員会は、次の者をもって構成し、各号の委員は学長が任命する。

- (1) 学長
- (2) 学科長
- (3) 各委員会委員長
- (4) 事務局長
- (5) 学長が指名した専任教員若干名
- (6) 事務局長が指名した職員若干名

2. 前項第4号、第5号の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、学長をこれにあてる。

2. 委員会に副委員長を置き、委員長は委員の中からこれを指名する。
3. 委員長は委員会の会務を総理する。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2. 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
3. 委員会が必要と認めた時は、第3条に掲げる委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、研究支援・地域連携課が行うものとする。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシー等の改廃の検討
- (2) 利益相反問題の防止に関する施策の検討及び実施
- (3) 必要な状況調査
- (4) 調査情報の評価
- (5) その他利益相反に関する事項の審議等を行う。

(教職員等への措置命令)

第10条 委員会は、必要と認める場合には、教職員等に対し次に掲げる措置を命じることができる。

- (1) 重要な経済的利益の公開
- (2) 利益相反アドバイザーによる研究内容の確認等への協力
- (3) 研究計画の変更
- (4) 研究の全部又は一部への参加禁止
- (5) 重要な経済的利益の剥奪
- (6) 利益相反をもたらす関係の解消
- (7) 第三者への株式等の寄託

(利益相反相談員)

第11条 教職員等の利益相反問題に関する相談を行うため、利益相反相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2. 相談員は、委員会委員が兼務するものとし、委員長が必要と認めるときは、外部専門家を相談員として委嘱することが出来る。
3. 相談員は、教職員等から利益相反に関する相談があった場合は、指導・助言を与

えるとともに、内容を委員長に報告するものとする。

(教職員等からの相談)

第12条 教職員等は、産学官連携活動に伴い利益相反に関する疑義が生じた場合は、随時、相談員に相談できるものとする。

(情報の調査、検討等)

第13条 利益相反に関する情報の調査、検討及び対処方法は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 委員会は、教職員等からの利益相反に関する相談、自己申告による情報及び必要な状況調査による情報について、ポリシー及び第3条各号に規定する判断基準をもとに、利益相反に関する評価を行うとともに、必要に応じ相談員から該当する教職員等に対し指導・助言を与えるなどし、問題解決にあたる。
- (2) 委員等は、必要に応じ委員会の審議内容について、学長に報告する。
- (3) 教職員等は委員会の評価等に不服がある場合は、委員長への申し出により、委員会に再評価等を求めることができる。

(情報公開)

第14条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学内外に公表することにより社会等に対する説明責任を果たす。

2. 委員会が許容し得ると判断した行為については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。
3. 委員会は、学内外への情報公開にあたって、教職員等の個人情報の保護に留意するものとする。

(情報の取扱い)

第15条 委員会は、教職員等からもたらされた利益相反に関する情報を適切に保管しなければならない。

2. 委員会委員は、任務中に知り得た利益相反に関する情報を、任期中及び退任後も、他に漏らしてはならない。

(研修等)

第16条 委員会は、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

(委 任)

第17条 この規程に定めるものの他は、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月1日より施行する。